

令和 6 年度

公 共 用 水 域 及 び 地 下 水 の
水 質 の 測 定 に 関 す る 計 画
(案)

令和 6 年 月

兵 庫 県

目 次

1	令和6年度公共用水域の水質測定計画	1
2	令和6年度公共用水域の水質測定計画表	8
3	機関別・項目別検体数一覧表	22
4	令和6年度地下水の水質測定計画	25
5	令和6年度地下水の水質測定計画表	32
6	調査区分別・機関別・項目別検体数一覧表	44
7	令和6年度水質測定地点図	47
8	環境基準	57

令和6年度
公共用水域水質測定計画

令和6年度公共用水域水質測定計画

(趣旨)

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、兵庫県内の公共用水域の水質測定について、必要な事項を定めるものとする。

(測定項目)

1 測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 一般項目

気温、水温、外観（油膜の目視調査を含む）、臭気、透視度、透明度、流量

(2) 生活環境項目

pH、BOD、COD、SS、DO、大腸菌数、n-ヘキサン抽出物質（油分等）、全窒素、全リン、全亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸およびその塩

(3) 健康項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン(D-D)、チウラム、シマジン(CAT)、チオベンカルブ(ベンチオカーブ)、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(4) 要監視項目

クロロホルム、トランス-1,2-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅(有機銅)、クロロタロニル(TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロルボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)、イプロベンホス(IBP)、クロルニトロフェン(CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、クロロエチレン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、フェノール、ホルムアルデヒド、4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノール、PFOS及びPFOA

(5) トリハロメタン生成能

クロロホルム、ブロモジクロロメタン、ジブロモクロロメタン、ブロモホルムの合計値

(6) 特殊項目

フェノール類、銅、溶解性鉄、溶解性マンガン、クロム

(7) その他の項目

塩化物イオン、塩素量、アンモニア性窒素、亜硝酸性窒素、硝酸性窒素、リン酸性リン、陰イオン界面活性剤、一般細菌等

(測定地点)

- 2 測定地点は、別添「公共用水域の水質測定計画表」に掲げる河川 238 地点、湖沼 1 地点、海域 92 地点の 332 地点とする。

(測定回数)

- 3 測定回数は、原則として次のとおりとする。
- (1) 一般項目及び生活環境項目
- ア 環境基準点及び重要な利水点においては、年間を通じ、月 1 日以上各 1 日について 1 回以上採水分析する（以下「通年調査」という）ものとする。
- イ その他の測定地点においては、年間を通じ、原則年 4 日以上、各 1 日について 1 回以上採水分析する（以下「一般調査」という。）ものとする。
- ウ 環境基準点及びこれに準ずる地点においては、水質の日間変動、水利用を考慮して年間を通じ 1 日以上、各 1 日につき 2 時間間隔で 13 回採水分析する（以下「通日調査」という）ものとする。
- (2) 健康項目
- 年 1 日以上、各 1 日について 1 回以上採水分析するものとする。このうち 1 日以上は、原則として全項目について実施する。
- (3) 要監視項目、特殊項目及びその他の項目
- 年 1 日以上、各 1 日について 1 回以上採水分析するものとする。

(採水時期)

- 4 採水時期は、原則として次のとおりとする。
- (1) 河川
- ア 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとする。
- イ 低水流量時及び水利用が行われている時期を含めるものとする。
- (2) 湖沼
- ア 採水日は、採水日前において比較的晴天が続き、水質が安定している日を選ぶものとする。
- イ 水質が水利用に悪影響を及ぼす時期を含めるものとする。
- (3) 海域
- ア 採水日は、大潮時の風や雨の影響の少ない日を選ぶものとする。
- イ 水質が水利用に悪影響を及ぼす時期を含めるものとする。

(採水地点及び採水方法)

- 5 採水地点及び採水方法は、原則として次のとおりとする。
- (1) 河川
- 採水地点は原則として流心とし、水面から水深の 2 割程度の深さで採水するものとする。

(2) 湖沼

循環期には、表層から採水する。停滞期には、深度別に多層採水を行う。深度の区分は、5～10mごとを標準とする。

(3) 海域

表層（海面下0.5m）及び中層（同2m）の2層又は必要に応じて底層を含む3層から採水するものとする。

（測定方法）

- 6 測定方法は原則として別表－1に掲げる方法によるものとする。なお、この方法によらない場合には、測定結果報告の際に特記するものとする。

（測定機関）

- 7 測定機関は別添「公共用水域の水質測定計画表」によるものとし、必要に応じて関係機関で協議するものとする。

（緊急モニタリング）

- 8 災害が発生した場合等で公共用水域への汚染が懸念される場合にあっては、緊急的に健康項目を中心に調査を実施する。測定地点については、影響が及ぶと想定される地点を適宜選定し、測定回数については、流達時間を考慮し、適宜定める。

（測定結果）

- 9 測定結果は、採水月の翌月の末までに、原則として別途定めるフォーマットにより電子ファイルで知事あて送付するものとする。ただし、最終の3月に実施の測定結果は4月15日までに送付するものとする。なお、健康項目で環境基準値を超えたことが判明したときは、速やかに通報するものとする。

別表一 測定方法（公共用水域）

調査項目	測定方法	単位	報告下限値	定量下限値	基準値 (指針値)	
一般項目	気温	日本産業規格K0102(以下「規格」という。7.1に定める方法)	℃	—	—	—
	水温	規格7.2に定める方法	℃	—	—	—
	外観	規格8に定める方法又は標準色票(日本色彩研究所製作)による方法	—	—	—	—
	臭気	規格10.1に定める方法	—	—	—	—
	透視度	規格9に定める方法	—	1	—	—
	透明度	海洋観測指針(気象庁編)に定める方法	—	0.1	—	—
	流量	原則として水質調査方法(昭和46年環水管第30号)又は日本産業規格K0094の8.4に定める方法	m ³ /sec	0.01	0.01	—
生活環境項目	pH	規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	—	—	—	—
	DO	規格32に定める方法又は隔膜電極若しくは光学式センサを用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	mg/L	0.5	0.5	—
	BOD	規格21に定める方法	mg/L	0.5	0.5	—
	COD(酸性法)	規格17に定める方法	mg/L	0.5	0.5	—
	SS	昭和46年12月環境庁告示第59号(以下「告示」という。)付表9に掲げる方法	mg/L	1	1	—
	大腸菌数	告示付表10に定める方法	CFU/100mL	1	1	—
	油分等	河川、湖沼にあっては規格24に定める方法 海域にあっては告示付表14に掲げる方法	mg/L	0.5	0.5	類型による
	全窒素	規格45.2、45.3、45.4又は45.6(規格45の備考3を除く。)に定める方法 海域にあっては規格45.4又は、45.6(規格45の備考3を除く。)に定める方法	mg/L	0.05	0.05	—
	全磷	規格46.3(規格46の備考9を除く。)に定める方法	mg/L	0.003	0.003	—
	全亜鉛	規格53に定める方法	mg/L	0.001	0.001	—
	ノニルフェノール	告示付表11に掲げる方法	mg/L	0.00006	0.00006	—
直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩	告示付表12に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	—	
健康項目	カドミウム	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
	全シアン	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は告示付表1に掲げる方法	mg/L	0.1	0.1	検出されないこと
	鉛	規格54に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	六価クロム	規格65.2(規格65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあっては、それぞれ1から3までに定めるところによる。 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65.の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 日本産業規格K0170-7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	mg/L	0.01	0.01	0.02
	砒素	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	総水銀	告示付表2に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.0005
	アルキル水銀	告示付表3に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	検出されないこと
	PCB	告示付表4に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	検出されないこと
	ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
	四塩化炭素	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.0004	0.0004	0.004
	1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.01	0.01	0.1
	シス-1,2-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
	1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005	0.0005	1
	1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
	トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01
	テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.01
	1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	チウラム	告示付表5に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
シマジン	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003	
チオベンカルブ	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.02	
ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01	
セレン	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	次の方法で算出した硝酸性窒素の濃度と亜硝酸性窒素の濃度の和を硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度とする。 ア 硝酸性窒素 規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法により硝酸イオン濃度を測定し、その濃度に係数0.2259を乗じて硝酸性窒素濃度を算出する。 イ 亜硝酸性窒素 規格43.1に定める方法により亜硝酸イオンを測定し、その濃度に係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素濃度を算出する。	mg/L	0.055	0.055	10	
	ふっ素	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1c(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法	mg/L	0.08	0.08	0.8
ほう素	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法	mg/L	0.05	0.05	1	
1,4-ジオキサン	告示付表8に掲げる方法	mg/L	0.005	0.005	0.05	

調査項目	測定方法	単位	報告下限値	定量下限値	
その他の項目	塩化物イオン	規格35に定める方法又は自動分析法(チオシアン酸第二水銀-吸光度法)	mg/L	1	1
	塩素量	海洋観測指針に定める方法	‰	0.1	0.1
	アンモニア性窒素	河川は規格42又は自動分析法(インドフェノール青法)、湖沼は上水試験方法、海域は海洋観測指針に定める方法	mg/L	0.01	0.01
	亜硝酸性窒素	河川は規格43.1、湖沼は同上、海域は海洋観測指針又は水質化学分析法(三宅康雄・北野康共著、地人書館)に定める方法	mg/L	0.005	0.005
	硝酸性窒素	河川は規格43.2又はEPA準拠自動分析法(Cd-Cu還元、ナフチルエチレンジアミン法)、湖沼及び海域は同上	mg/L	0.05	0.05
	燐酸性燐	河川は規格46.1、湖沼及び海域は同上	mg/L	0.01	0.01
	陰イオン界面活性剤	規格30.1に定める方法又は自動分析法(メチレンブルー吸光度法)	mg/L	0.01	0.01
	一般細菌	上水試験方法に定める方法又は水質基準に関する省令(平成4年厚生省令第69号。以下「省令」という。)別表1-(4)に掲げる方法	個	1	1
	総硬度	上水試験方法に定める方法又は日本産業規格K0101の15.1.3 ICP発光分析法		1	1
	蒸発残留物	上水試験方法に定める方法又は規格14.2	mg/L	1	1
	色度	上水試験方法に定める方法	度	1	1
	濁度	上水試験方法に定める方法又は省令別表6-(2)に掲げる方法	度	1	1
	電気伝導率	規格13に定める方法	μs/cm	1	1
	溶解性COD	メンブランフィルター(0.45 μm)ろ過後、規格17に定める方法	mg/L	0.5	0.5
	クロロフィルa	海洋観測指針に定める方法又は上水試験方法20.2に定める方法	mg/m3	0.1	0.1
	プランクトン	海洋観測指針に定める方法			

令和5年度測定計画表(河川)

流域名	水名	基準点	測定点No.	測定機関	通年調査	通日調査	流量	生活環境項目										健康項目																										
								pH	BOD	COD	SS	DO	大腸菌数	油分	全窒素	全リン	ノニルフェノール	LAS	カドミウム	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1,2-ジクロロエタン	1,1,1-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸・亜硝酸性窒素	ふっ素	ほう素	1,4-ジオキサン	
阪神地区都市河川	鳴尾新川	中川橋	1	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	2	4		1				
		真砂橋	2	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2															2	4	4	4			
		中津橋	3	西宮市	○			12	12	12	12	12	12	12	12	4		4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	12		2		
	新堀川	甲子園口2丁目	4	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																2	4				
		九郎橋上流	5	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																2	4				
		下広田橋	6	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																2	4				
		親水南公園	7	西宮市	○			12	12	12	12	12	12	12	12	4	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	12	4	4	2	
		二つ橋	8	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																2	4				
		津門川	9	西宮市	○			12	12	12	12	12	12	12	12	4	2	2	4	4	4	4	4	4	1	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	12	12	4	2	
		住江橋	10	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																2	4				
		洗戎川	11	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																2	4				
		夙川	銀水橋	12	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																	2	4			
			大井手橋	13	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																	2	4			
	夙川橋		14	西宮市	○			12	12	12	12	12	12	12	2	12	12	4	2	2	4	4	4	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	12	4	4	2	
	久出川	流末	15	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																	2	4				
		流末	16	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																	2	4				
	中新田川	17	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																	2	4					
	堀切川	18	西宮市				4	4	4	4	4	4	4	2		2	2	2	2	2	2																	2	4					
	芦屋川	宮川	19	兵庫県				1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
		上水源取水口	20	兵庫県				1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
養平橋		21	兵庫県				1	1	1	1	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
神戸市内都市河川	要玄寺川	1	神戸市				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	天土川	2	神戸市				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	天神川	3	神戸市				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	石屋川	4	神戸市				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	高羽川	5	神戸市				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	西郷川	6	神戸市				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
	住吉川	7	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2
	都賀川	8	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2
	生田川	9	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2
	布引水源池	10	神戸市	○			1	12	12	12	12	12	12	12	12	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	12	12	2	2	
新湊川	11	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2		
妙法寺川	12	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	4		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2		
淡洲本川	福田川	13	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2		2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2		
	志筑川	1	兵庫県				4	4	4	4	4	4	4	4	4	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
明石川	上加茂橋	1	兵庫県				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	潮橋	2	兵庫県				1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	樋野川	3	兵庫県				4	4	4	4	4	4	4	4	4																													
	千草川	4	兵庫県				1	1	1	1	1	1	1	1	1																													
明石川	藤原橋	1	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	4	4	4	4																							4					
	玉津大橋	2	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	4	4	4	4																							4					
	上水源取水口	3	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	12	4	4	4	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	4	2	2	2		
	嘉永橋	4	明石市	○			12	12	12	12	12	12	12	4	12	12	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	12	4	4	4	
	木津川	5	神戸市				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4																							4					
	木見川	6	神戸市				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4																							4					
	樋谷川	7	神戸市				4	4	4	4	4	4	4	4	4	4																							4					
	伊川	水道橋	8	神戸市	○			12	12	12	12	12	12	4	4	4	4																						4					
		二越橋	9	神戸市	○			12	12	12</																																		

機関別、項目別検体数(河川・湖沼)

年 度	区 分	測定 機関	測定 地点 数	流 量	生 活 環 境 項 目																	健 康 項 目																									
					pH	BOD	COD	SS	大腸菌数	油分	全窒素	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	カドミウム	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸・亜硝酸性窒素	ふっ素	1,4-ジオキサン									
令和6年度	河 川	近畿地方整備局	28	182	228	236	228	228	212	6	216	216	24	24	24	40	40	72	40	90	40	0	12	44	34	34	34	34	34	34	38	34	27	13	13	13	32	40	90	74	60	36					
		兵庫県	66	252	266	263	263	263	174	34	118	118	102	15	15	102	66	102	66	102	102	102	12	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	121	102	76	87			
		神戸市	34	257	268	268	268	268	172	0	140	140	130	8	8	36	36	36	36	36	40	36	0	35	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	140	52	39	36			
		姫路市	28	339	367	367	367	328	367	176	0	163	163	81	27	27	78	78	99	78	105	27	27	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	120	46	46	54		
		尼崎市	11	18	147	147	108	147	147	66	22	40	40	58	16	16	58	22	58	58	22	58	22	18	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	14	14	14	18	14	
		明石市	4	48	48	48	48	48	48	16	48	48	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16		
		西宮市	34	176	216	216	216	216	216	4	216	216	88	8	8	88	88	88	88	88	88	88	0	15	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	88	216	108	44	22			
		加古川市	10	44	48	48	48	48	48	2	48	48	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	2	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10			
		伊丹市	5	20	20	20	20	20	20	0	20	20	10	0	0	10	10	10	10	5	10	5	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5			
		相生市	2	8	8	8	8	8	8	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	4	4	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
		赤穂市	9	0	36	36	36	36	36	36	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
		宝塚市	5	60	60	60	60	60	60	36	14	36	36	14	14	14	14	14	14	14	24	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14			
		川西市	2	0	24	24	24	24	24	0	8	8	8	8	8	8	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
計	238	1404	1736	1741	1682	1694	1733	1232	98	1069	1068	547	148	148	462	390	515	426	513	411	194	164	315	305	305	305	305	305	305	309	305	298	219	219	219	306	373	878	452	335	300						
令和5年度	河 川	神戸市	1	0	24	24	24	24	24	0	24	24	4	1	1	4	4	4	4	4	4	0	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	24	12	4	4				
		近畿地方整備局	28	184	228	236	228	228	212	11	216	216	24	24	24	40	40	74	40	90	40	0	12	44	34	34	34	34	34	34	34	34	27	13	13	13	32	40	90	74	60	36					
		兵庫県	66	252	266	263	263	263	174	34	118	118	102	15	15	102	66	102	66	102	102	102	12	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	87	121	102	76	87
		神戸市	33	257	268	268	268	268	172	0	140	140	130	8	8	34	34	34	34	46	34	0	33	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	34	140	37	37	34		
		姫路市	28	339	367	367	367	328	367	176	0	163	163	81	27	27	78	78	99	78	105	27	27	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	54	120	46	46	54		
		尼崎市	11	18	147	147	108	147	147	66	22	40	40	58	16	16	58	22	58	58	22	58	22	18	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22		
		明石市	4	48	48	48	48	48	48	16	48	48	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16	16			
		西宮市	34	176	216	216	216	216	216	4	216	216	88	8	8	88	88	88	88	88	88	88	0	15	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	88	216	108	44	22			
		加古川市	10	44	48	48	48	48	48	2	48	48	11	11	11	10	10	10	10	10	10	10	2	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10				
		伊丹市	5	20	20	20	20	20	20	0	20	20	10	0	0	10	10	10	10	5	10	5	0	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5			
		相生市	2	8	8	8	8	8	8	4	4	4	4	0	0	4	4	4	4	4	4	4	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2			
		赤穂市	9	0	36	36	36	36	36	36	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1				
		宝塚市	5	60	60	60	60	60	60	36	14	36	36	14	14	14	14	14	14	14	24	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14	14			
川西市	2	0	24	24	24	24	24	0	8	8	8	8	8	8	2	2	2	2	3	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
計	237	1470	1800	1805	1746	1758	1797	1224	103	1114	1114	547	148	148	456	384	513	420	517	405	194	164	314	304	304	304	304	304	304	308	304	298	219	219	219	303	367	876	433	329	296						
湖 沼	神戸市	1	0	24	24	24	24	24	0	24	24	4	1	1	4	4	4	4	4	4	0	1	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4					

機関別、項目別検体数(海域)

年 度	測定 機関	測定 地点 数	生 活 環 境 項 目																	健 康 項 目																					
			pH	CD	OD	腸菌数	大腸菌数	油分	全窒素	全亜鉛	ノニルフェノール	LAS	カドミウム	鉛	六価クロム	砒素	総水銀	アルキル水銀	PCB	ジクロロメタン	四塩化炭素	1,2-ジクロロエタン	1,1-ジクロロエチレン	1,1,2-トリクロロエタン	1,1,2-トリクロロエタン	トリクロロエチレン	テトラクロロエチレン	1,3-ジクロロプロペン	チウラム	シマジン	チオベンカルブ	ベンゼン	セレン	硝酸・亜硝酸性窒素	ふっ素	1,4-ジオキサン	クロホルム	1,2-ジクロロプロパン			
令和6年度	兵庫県	52	498	498	960	55	0	354	354	58	25	25	19	19	19	19	19	19	17	17	17	17	17	17	17	17	17	17	0	0	17	17	351	0	0	17	25	0	0		
	神戸市	22	264	420	420	152	12	420	420	44	10	10	26	26	26	26	26	26	0	13	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	144	1	1	26	5	2	2
	姫路市	7	78	78	156	3	12	78	78	21	7	7	14	14	14	14	21	7</																							

令和6年度
地下水の水質測定計画

令和6年度地下水の水域水質測定計画

(趣旨)

この水質測定計画は、水質汚濁防止法第16条の規定に基づき、兵庫県内の地下水の水質測定について、必要な事項を定めるものとする。

(調査の種類)

1 調査の種類は、次のとおりとする。

(1) 概況調査

県下の全体的な地下水質の概況を把握するために実施する地下水の水質調査とする。地域の実情に応じて、年次計画を立てて、計画的に実施する調査とする。

(2) 汚染井戸周辺地区調査

概況調査により新たに判明した、又は事業者からの報告等により新たに明らかになった汚染について、その汚染範囲を確認するとともに汚染原因の究明に資するために実施する地下水の水質調査とする。

必要に応じて、土壌汚染が判明した場合にも実施することとする。

(3) 継続監視調査

汚染地域について継続的に監視を行うための調査とする。

(4) 緊急モニタリング調査

地震等の災害発生等で、地域での地下水汚染が懸念される場合にあっては、その地域での発生源の状況等に基づき、調査項目、地点を適宜定めて地下水のモニタリング調査を実施する。

(測定項目)

1 測定項目は、原則として次のとおりとする。

(1) 一般項目

気温、水温、外観、臭気、透視度

(2) 環境基準項目

カドミウム、全シアン、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、アルキル水銀、PCB、ジクロロメタン、四塩化炭素、クロロエチレン、1,2-ジクロロエタン、1,1-ジクロロエチレン、1,2-ジクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタン、1,1,2-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,3-ジクロロプロペン(D-D)、チウラム、シマジン(CAT)、チオベンカルブ(ベンチオカーブ)、ベンゼン、セレン、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素、ふっ素、ほう素、1,4-ジオキサン

(3) 要監視項目

クロロホルム、1,2-ジクロロプロパン、p-ジクロロベンゼン、イソキサチオン、ダイアジノン、フェニトロチオン(MEP)、イソプロチオラン、オキシ銅(有機銅)、クロロタロニル(TPN)、プロピザミド、EPN、ジクロロボス(DDVP)、フェノブカルブ(BPMC)、イプロベンホス(IBP)、クロルニトロフェン(CNP)、トルエン、キシレン、フタル酸ジエチルヘキシル、ニッケル、モリブデン、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS及びPFOA

(4) その他の項目

pH、電気伝導率、塩化物イオン、大腸菌数、一般細菌

(5) 井戸の諸元項目

井戸の形式、使用目的、使用状況、ストレーナーの位置、地下水位、井戸深度等

(測定地域及び測定地点)

3 測定地域(メッシュ)及び測定地点は、別添「地下水の水質測定計画表」に掲げる概況調査89メッシュ、90地点(井戸)、継続監視調査64メッシュ99地点とする。

(測定回数)

4 測定回数は、年1回以上とする。

(測定方法)

5 測定方法は別表-2に掲げる方法によるものとする。

(測定機関)

6 測定機関は別添「地下水の水質測定計画表」によるものとし、必要に応じて関係機関で協議するものとする。

(測定結果)

7 測定結果は、測定した月の翌月の末までに、原則として別途定めるフォーマットにより、電子ファイルで知事あて送付するものとする。ただし、3月に実施した測定結果は4月15日までに送付するものとする。なお、環境基準値を超える値が検出された場合は、速やかに通報するものとする

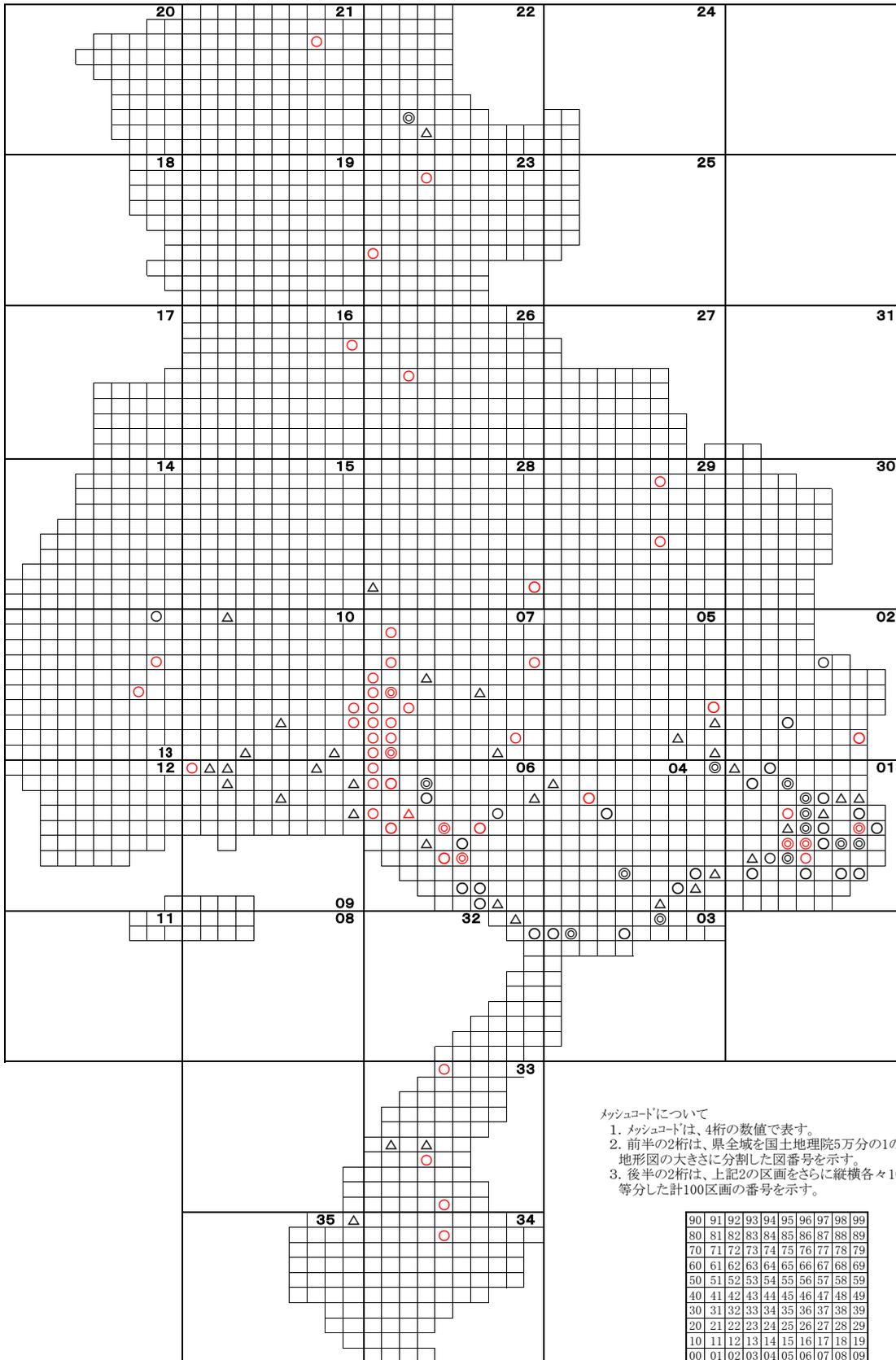
別表一 2 測定方法 (地下水)

調査項目	測定方法	単位	報告下限値	定量下限値	基準値	
一般項目	気温	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)7.1に定める方法	℃	—	—	—
	水温	規格7.2に定める方法	℃	—	—	—
	外観	規格8に定める方法又は標準色票(日本色彩研究所製作)による方法		—	—	—
	臭気	規格10.1に定める方法		—	—	—
	透視度	規格9に定める方法		1	—	—
	カドミウム	規格55.2、55.3又は55.4に定める方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
全シアン	規格の38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格の38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は水質汚濁に係る環境基準について(昭和46年環境庁告示第59号(以下「告示」という。))付表1に掲げる方法	mg/L	0.1	0.1	検出されないこと	
鉛	規格54に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01	
六価クロム	規格65.2(規格65.2.2及び65.2.7を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。 1 規格65.2.1に定める方法による場合 原則として光路長50mmの吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4又は65.2.5に定める方法による場合(規格65.の備考11のb)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70~120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 日本産業規格K0170-7のa)又はb)に定める操作を行うこと。	mg/L	0.01	0.01	0.02	
砒素	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01	
総水銀	告示付表2に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.0005	
アルキル水銀	告示付表3に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	検出されないこと	
PCB	告示付表4に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	検出されないこと	
ジクロロメタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.002	0.002	0.02	
四塩化炭素	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002	
クロロエチレン	地下水の水質汚濁に係る環境基準について(平成9年3月13日付け環境庁告示第10号)付表に掲げる方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002	
1,2-ジクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.0004	0.0004	0.004	
1,1-ジクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.01	0.01	0.1	
環境基準	シス体とトランス体の和	mg/L	0.004	0.004	0.04	
	シス体にあつては日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2に定める方法、トランス体にあつては、日本工業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法	mg/L	0.002	0.002	—	
1,1,1-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005	0.0005	1	
1,1,2-トリクロロエタン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006	
トリクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01	
テトラクロロエチレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.01	
1,3-ジクロロプロペン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002	
チウラム	告示付表5に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006	
シマジン	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003	
チオベンカルブ	告示付表6の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.02	
ベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01	
セレン	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法	mg/L	0.001	0.001	0.01	
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	次の方法で算出した硝酸性窒素の濃度と亜硝酸性窒素の濃度の和を硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度とする。					
	ア 硝酸性窒素 規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法により硝酸イオン濃度を測定し、その濃度に係数0.2259を乗じて硝酸性窒素濃度を算出する。	mg/L	0.055	0.055	10	
	イ 亜硝酸性窒素 規格43.1に定める方法により亜硝酸イオンを測定し、その濃度に係数0.3045を乗じて亜硝酸性窒素濃度を算出する。					
ふっ素	規格34.1(規格34の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約200mlに硫酸10ml、りん酸60ml及び塩化ナトリウム10gを溶かした溶液とグリセリン250mlを混合し、水を加えて1,000mlとしたものを用い、日本工業規格K0170-6の6図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格K0102の34.1c)(注(2)第三文及び規格34の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、これを省略することができる。)及び告示付表7に掲げる方法	mg/L	0.08	0.08	0.8	
ほう素	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法	mg/L	0.05	0.05	1	
1,4-ジオキサン	告示付表8に掲げる方法	mg/L	0.005	0.005	0.05	

要 監 視 項 目	クロロホルム	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
	1,2-ジクロロプロパン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
	p-ジクロロベンゼン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法	mg/L	0.02	0.02	0.2
	イソキサチオン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準の測定方法及び要監視項目の測定方法について(平成5年4月28日付け環水規第121号。以下「通知」という。)付表1の第1、第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
	ダイアジノン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0005	0.0005	0.005
	フェニトロチオン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0003	0.0003	0.003
	インプロチオラン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
	オキシシン銅	通知付表第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.04
	クロロタロニル	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.004	0.004	0.05
	プロピザミド	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
	EPN	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0006	0.0006	0.006
	ジクロルボス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
	フェノカルブ	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.03
	イプロベンホス	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0008	0.0008	0.008
	クロルニトロフェン	通知付表1の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0001	0.0001	—
	トルエン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.06	0.06	0.6
	キシレン	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法	mg/L	0.04	0.04	0.4
	フタル酸ジエチルヘキシル	通知付表3の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.006	0.006	0.06
	ニッケル	規格59.3に定める方法又は通知付表4若しくは通知付表5に掲げる方法	mg/L	0.001	0.001	—
	モリブデン	規格68.2に定める方法又は通知付表4若しくは通知付表5に掲げる方法	mg/L	0.007	0.007	0.07
	アンチモン	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(平成16年3月31日付け環水企発第040331003号、環水土発第040331005号。以下「通知2」という。)付表5の第1、第2又は第3に掲げる方法	mg/L	0.002	0.002	0.02
	エピクロロヒドリン	通知2付表2に掲げる方法	mg/L	0.00003	0.00003	0.0004
	全マンガン	規格56.2、56.3、56.4又は56.5に定める方法	mg/L	0.02	0.02	0.2
	ウラン	通知2付表4の第1又は第2に掲げる方法	mg/L	0.0002	0.0002	0.002
	PFOS及びPFOA	水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準等の施行等について(令和2年5月28日付け環水大発第2005281号、環水大土発第2005282号。)付表1に掲げる方法	ng/L	5 PFOS 2.5	5 PFOS 2.5 PFOA 2.5	50
	そ の 他 の 項 目	pH	規格12.1に定める方法		—	—
電気伝導率		規格13に定める方法	μS/cm	1	1	—
塩化物イオン		規格35に定める方法	mg/L	1	1	—
大腸菌数		告示付表10に定める方法	CFU/100mL	1	1	—
一般細菌		上水試験方法に定める方法	個	1	1	—

様式2 井戸諸元調査表

メッシュコード		井戸番号		調査日時		年 月 日() 時 分				
天候		気温		水温		臭気		外観		
所有者										
所在地										
井戸の形式		1 手掘井戸 2 打込井戸 3 機械掘井戸 4 自噴・湧水 5 その他()								
井戸の設置年		明治・大正・昭和・平成・令和・西暦 年								
取水施設		1 電動ポンプ 2 手押ポンプ 3 つるべ 4 自噴水 5 その他								
使用状況		1 毎日使用 2 時々使用 3 未使用 4 その他								
使用量又は人数		m ³ /日 人								
使用目的		1 水道水源 2 一般飲用 3 生活用水(洗濯・風呂・撒水・庭等水やり・営業用雑用水等) 4 工業用水(原料・洗浄・雑用) 5 その他(農業用水・家庭菜園・不明・)								
地下水位等		地表よりの地下水位 m 井戸深度 m(実測・聴取) 採水方法(1 直接採水 2 蛇口採水等) 井戸区分(1 浅井戸 2 深井戸 3 その他)								
ストレーナー位置		No.1 m No.2 m No.3 m								
地下水変動 (水量・水位)		1 水量多い 2 季節によって枯れることがある 3 最近枯れやすくなった 4 その他の変化()								
水道普及度		1 上水道なし 2 上水道あり(水道が主) 3 上水道あり(地下水が主) 4 その他								
下水道普及度		1 下水道 2 単独浄化槽 3 合併浄化槽 4 汲み取り 5 その他								
井戸周辺の状況		1 住宅地 2 商業地 3 工業地 4 農地 5 その他								
周辺事業場等概要										



メッシュコードについて
 1. メッシュコードは、4桁の数値で表す。
 2. 前半の2桁は、県全域を国土地理院5万分の1の地形図の大きさに分割した図番号を示す。
 3. 後半の2桁は、上記2の区画をさらに縦横各々10等分した計100区画の番号を示す。

90	91	92	93	94	95	96	97	98	99
80	81	82	83	84	85	86	87	88	89
70	71	72	73	74	75	76	77	78	79
60	61	62	63	64	65	66	67	68	69
50	51	52	53	54	55	56	57	58	59
40	41	42	43	44	45	46	47	48	49
30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
20	21	22	23	24	25	26	27	28	29
10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
00	01	02	03	04	05	06	07	08	09

令和5年度地下水の水質測定地点図

- 1 ○ 概況調査メッシュ
- 2 △ 継続監視調査(汚染地区)メッシュ
- 3 ◎ 概況調査と継続監視調査(汚染地区)を兼ねるメッシュ

要 監 視 項 目														そ の 他					井戸番号														
クロロホルム	1,2-ジクロロプロパン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシ銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロロボス	フェノバルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル		モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガ	ウラン	PFOA・PFOA	pH	電気伝導率	塩化物イオン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	大腸菌数	一般細菌数	
																									4	4	4	1	1		0167	51	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1								1	1	1	1	1	1	1	1	2222	51
																									1	1	1	1	1		0156	05	
																									1	1	1	1	1		0217	01	
																									1	1	1	1	1		0265	01	
																									1	1	1	1	1		0539	03	
																									1	1	1	1	1		0634	06	
																									1	1	1	1	1		0656	01	
																									1	1	1	1	1		0651	05	
																									1	1	1	1	1		0681	01	
																									1	1	1	1	1		2819	05	
																									1	1	1	1	1		0472	02	
																									1	1	1	1	1		0769	01	
																									1	1	1	1	1		0718	06	
																									1	1	1	1	1		0732	03	
																									1	1	1	1	1		0990	02	
																									1	1	1	1	1		1398	01	
																									1	1	1	1	1		0761	02	
																									1	1	1	1	1		0781	01	
																									1	1	1	1	1		1368	01	
																									1	1	1	1	1		1347	02	
																									1	1	1	1	1		1679	01	
																									1	1	1	1	1		2177	02	
																									1	1	1	1	1		2330	04	
																									1	1	1	1	1		2383	02	
																									1	1	1	1	1		2652	02	
																									1	1	1	1	1		2986	01	
																									1	1	1	1	1		2946	02	
																									1	1	1	1	1		3333	02	
																									1	1	1	1	1		3394	01	
																									1	1	1	1	1		3484	02	
																									1	1	1	1	1		3304	03	

要 監 視 項 目																	そ の 他					井戸番号														
クロロホルム	1,2-ジクロロプロパン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシ銅	クロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロロボス	フェノバルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン		全マンガ	ウラン	PFOA・PFOA	pH	電気伝導率	塩化物イオン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	大腸菌数	一般細菌数				
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			0121	43				
																										1	1	1	1			0428	01			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			0417	54			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			0406	63			
																										1	1	1	1			0396	74			
																										1	1	1	1			0384	02			
																										1	1	1	1			0381	02			
																										1	1	1	1			3299	02			
																										1	1	1	1			0424	02			
																									1	1		1	1			0741	06			
																									1	1		1	1			0721	10			
																									1	1		1	1			0750	07			
																									1	1		1	1			0740	07			
																									1	1		1	1			0730	10			
																									1	1		1	1			0720	10			
																									1	1		1	1			1039	08			
																									1	1		1	1			1029	12			
																									1	1		1	1			0711	11			
																									1	1		1	1			0701	11			
																									1	1		1	1			0710	09			
																									1	1		1	1			0700	10			
																									1	1		1	1			0690	11			
																									1	1		1	1			0680	11			
																									1	1		1	1			0660	20			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0126	05	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0127	01
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0145	02
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0146	02
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0146	03
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0147	03
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0157	03
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0158	01
																										1	1	1	1			0380	51			
																										1	1	1	1			0606	01			
																										1	1	1	1			0615	01			
																										1	1	1	1			0616	03			
																										1	1	1	1			3289	01			
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0132	43
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0133	02
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0134	09
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0143	28

要 監 視 項 目																	そ の 他					井戸番号												
クロロホルム	1,2-ジクロロロベンゼン	P-ジクロロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシ銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロロボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン		全マンガ	ウラン	P F O S ・ P F O A	pH	電 気 伝 導 率	塩 化 物 イ オ ン	硝 酸 性 窒 素	亜 硝 酸 性 窒 素	大 腸 菌 数	一 般 細 菌 数		
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0144 09	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0134 24	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0154 16	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0163 01	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0181 01	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0183 01	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0645 04	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0673 02	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0683 03	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0667 01	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0635 11	
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0654 08	
																										1	1		1	1			0164 58	
																										1	1		1	1				0175 08
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0183 54	
																										1	1		1	1				0174 08
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0223 01	

要 監 視 項 目														そ の 他					井戸番号														
クロロホルム	1,2-ジクロロプロパン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	オキシ銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロルボス	イプロベンホス	フェノフカルブ	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン			アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	P F O S 及 び P F O A	pH	電 気 伝 導 率	塩 化 物 イ オ ン	硝 酸 性 窒 素	亜 硝 酸 性 窒 素	大 腸 菌 数	一 般 細 菌 数	
																								1	1	1			1	1	2213	52	
																																2222	51
																									1	1						0132	12
																									1	1						0165	54
																									1	1						0165	57
																									1	1						0176	02
																									1	1						0177	04
																									1	1						0177	08
																									1	1						0480	02
																									1	1						0635	12
																																0662	08
																									1	1						0679	01
																									1	1						0707	07
																									1	1						0746	03
																									1	1						0746	04
																									1	1						0746	07
																									1	1						0753	02
																									1	1						0991	01
																									1	1						0991	10
																									1	1		1	1			1032	37
																									1	1						1092	01
																									1	1						1092	04
																									1	1						2810	12
																									1	1						2810	06
																									1	1						2810	11
																									1	1		1	1			3341	05
																									1	1		1	1			3343	01
																									1	1		1	1			3599	04
																																0424	02
																									1	1						0131	25
																								1	1	1					0429	06	
																									1	1						0418	04
																								1	1	1					0406	19	
																								1	1	1					0396	06	
																								1	1	1					0381	04	
																									1	1						0529	03
																									1	1						0517	01
																									1			1	1			0700	07
																									1							0969	08
																									1							0969	51
																									1							0989	08
																									2							1008	58
																									1							0741	08
																									1							0975	09
																									1							0975	52
																									1			1	1			0989	10
																								1								0146	02
																									1							0147	03
																									1							0157	03

要 監 視 項 目														そ の 他					井戸番号														
クロロホルム	1,2-ジクロロプロパン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシ銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロロボス	フェノカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル		モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガン	ウラン	P F O S 及 び P F O A	pH	電 気 伝 導 率	塩 化 物 イ オ ン	硝 酸 性 窒 素	亜 硝 酸 性 窒 素	大 腸 菌 数	一 般 細 菌 数	
																									2	2					0607	01	
																										2	2					0607	03
																										2	2					0607	04
																										2	2					0635	05
																										2	2					3298	02
																										2	2					3298	03
																										2	2					3298	04
																										4	4					0154	15
																										4	4					0164	07
																							1			1	1					0133	35
																								1	1		1	1				0143	25
																									1	1		1	1			0144	24
																									1	1		1	1			0143	12
																									1	1		1	1			0144	16
																									1	1		1	1			0144	19
																									1	1		1	1			0153	03
																									1	1		1	1			0154	12
																									1	1		1	1			0154	18
																									1	1		1	1			0154	19
																									1	1		1	1			0154	20
																									1	1		1	1			0154	21
																									1	1		1	1			0164	01
																									1	1		1	1			0164	06
																									1	1		1	1			0183	03
																									1	1		1	1			0190	04
																									1	1		1	1			0499	04
																									1	1		1	1			0509	02
																									1	1		1	1			0635	11
																									1	1		1	1			0635	08
																									1	1		1	1			0643	08
																									1	1		1	1			0643	04
																									1	1		1	1			0643	03
																									1	1		1	1			0643	06
																									1	1		1	1			0654	02
																									1	1		1	1			0654	04
																									1	1		1	1			0683	03
																								1	1		1	1			0683	04	
																									1	1		1	1			0164	58
																									1	1		1	1			0164	59
																									1	1		1	1			0174	08
																									1	1		1	1			0183	52

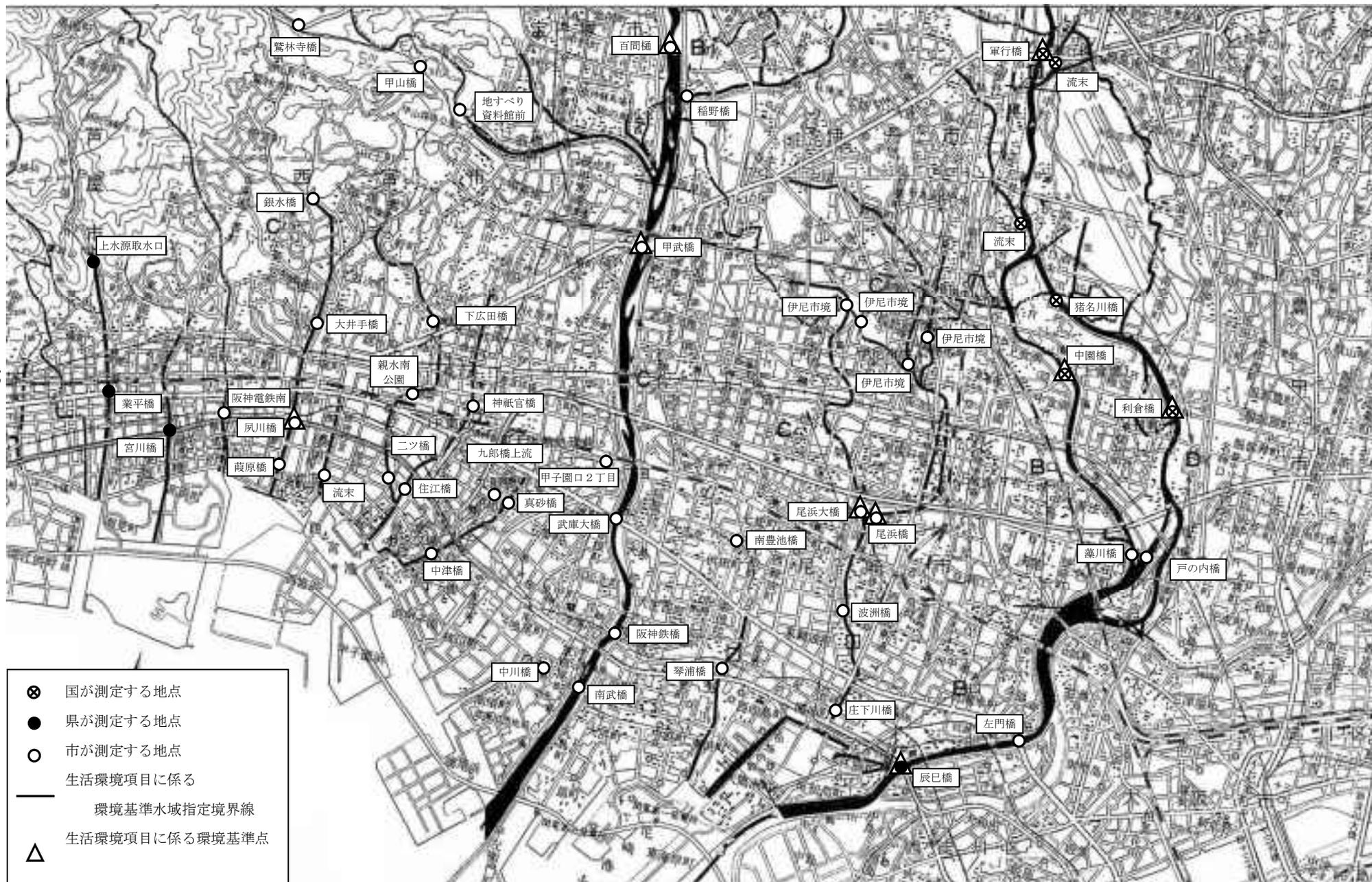
要 監 視 項 目														そ の 他					井戸番号															
クロロホルム	1,2-ジクロロプロパン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシ銅	クロロタロニル	プロピザミド	EPN	ジクロロボス	フェノプロカルブ	イプロベンホス	クロルニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル		モリブデン	アンチモン	エピクロロヒドリン	全マンガ	ウラン	PFO S及びPFO A	pH	電気伝導率	塩化物イオン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	大腸菌数	一般細菌数		
																																0982	02	
																																	0983	03
																																	0992	06
																																	0992	08
																																	0992	10
																																	0992	11
																																	1003	01

クロロホルム	1,2-ジクロロプロパン	P-ジクロロベンゼン	イソキサチオン	ダイアジノン	フェニトロチオン	イソプロチオラン	オキシ銅	クロロタロニル	要 監										視 項 目										そ の 他										合 計
									プロピザミド	EPN	ジクロロボス	フェノブカルブ	イプロベンホス	クロロニトロフェン	トルエン	キシレン	フタル酸ジエチルヘキシル	ニッケル	モリブデン	アンチモン	エピクロヒドリン	全マンガ	ウラン	PFOS及びPFOA	計	pH	電気伝導率	塩化物イオン	硝酸性窒素	亜硝酸性窒素	大腸菌群数	一般細菌数							
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18	5	5	5	2	2	1	1	21	65	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	30	30	30	30	0	30	30	0	0	120	989	
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	75	9	9	0	9	9	0	0	36	353		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	15	15	0	15	15	0	0	45	480			
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	0	5	189	8	0	8	8	8	8	8	8	48	447
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	5	5	0	5	5	0	0	20	161		
10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	5	245	10	10	10	10	10	0	0	50	565		
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	150	5	5	0	0	0	0	0	10	320		
2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	50	5	5	0	5	5	0	0	20	206		
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	29	29	29	29	29	29	29	29	21	68	773	92	69	23	84	84	9	9	370	3,586			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	5	8			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	25	25	0	4	4	0	0	58	190			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	4	8	8	0	0	0	0	16	38			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	10	0	0	2	2	0	0	14	30			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	0	17			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	0	0	0	0	0	0	28	140		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	26	26	0	2	2	0	0	58	262			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	9	0	0	0	0	0	0	18	91			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	6	14		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	10	23	97	87	1	8	8	1	1	203	809
30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	29	29	29	29	29	29	29	29	21	78	796	189	156	24	92	92	10	10	573	4,395				
1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	18	5	5	5	2	2	1	1	21	65			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	35	35	0	35	35	0	0	140	1,119			
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	75	9	9	0	9	9	0	0	36	353			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	15	0	0	15	15	0	0	45	465				
8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	0	192	8	0	8	8	8	8	8	8	48	450	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	5	5	0	0	20	160			
12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	2	290	12	12	12	12	12	0	0	60	674			
6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	150	6	6	0	0	0	0	12	329			
3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	75	5	5	0	5	5	0	0	20	231			
33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	32	32	32	32	32	32	32	32	24	23	800	100	77	25	91	91	9	9	402	3,846				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	0	0	1	1	5	8				
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	26	0	4	4	0	0	60	198			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4	0	8	8	0	0	0	0	16	34			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	0	2	2	0	0	16	38			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	14	140		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	0	2	12	26	26	0	2	2	0	56	257	
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	9	9	0	0	0	0	0	0	18	91			
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3	0	0	0	0	0	0	6	14		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	19		
0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	13	0	6	13	99	87	1	8	8	1	1	205	813
33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	33	32	32	32	32	32	32	32	45	24	29	790	199	164	26	99	99	10	10	607	4,636				

令和 6 年度
水質測定地点図

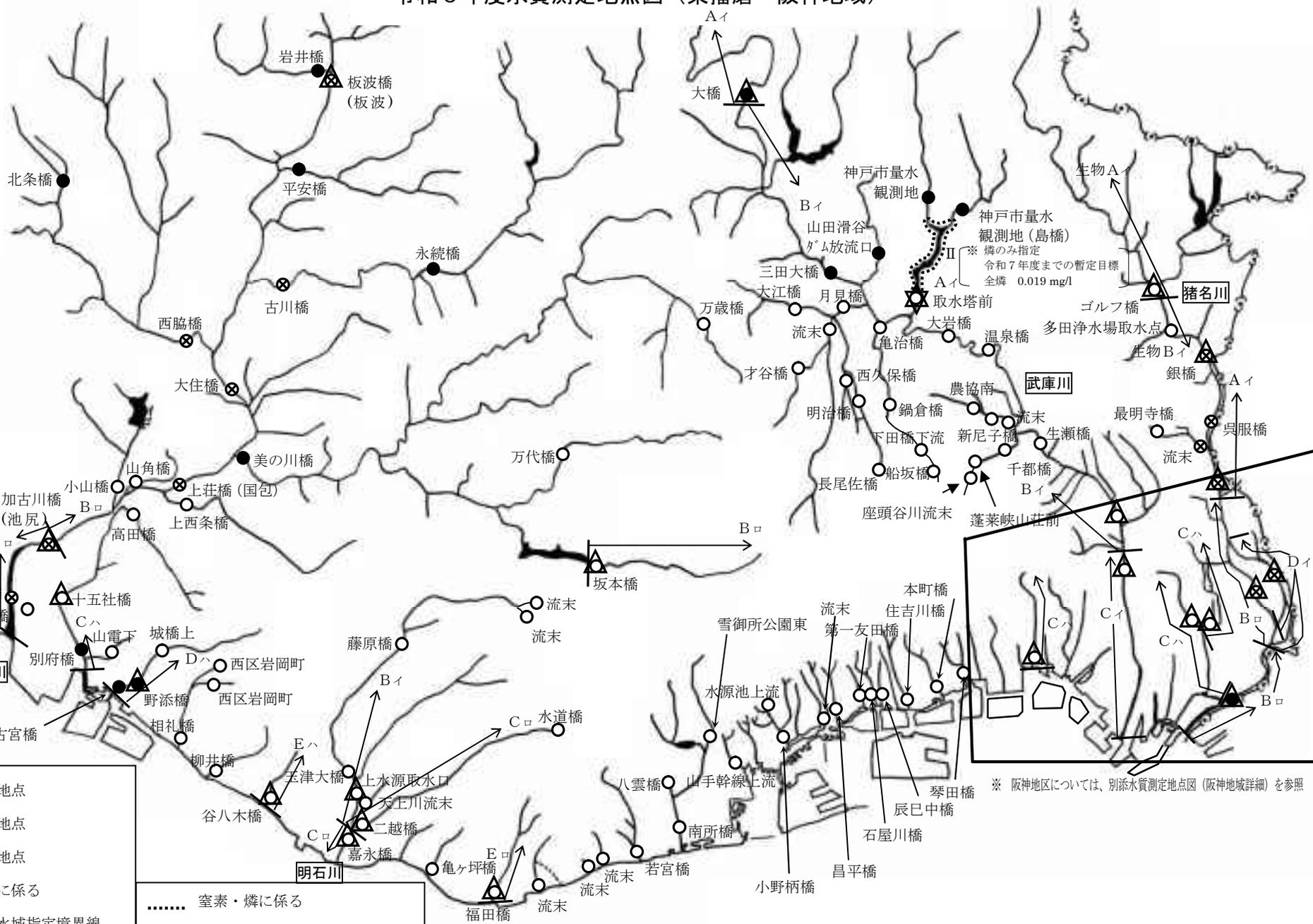
令和6年度水質測定地点図（阪神地域詳細）

48



- ⊗ 国が測定する地点
- 県が測定する地点
- 市が測定する地点
- 生活環境項目に係る
- - - 環境基準水域指定境界線
- △ 生活環境項目に係る環境基準点

令和6年度水質測定地点図（東播磨～阪神地域）

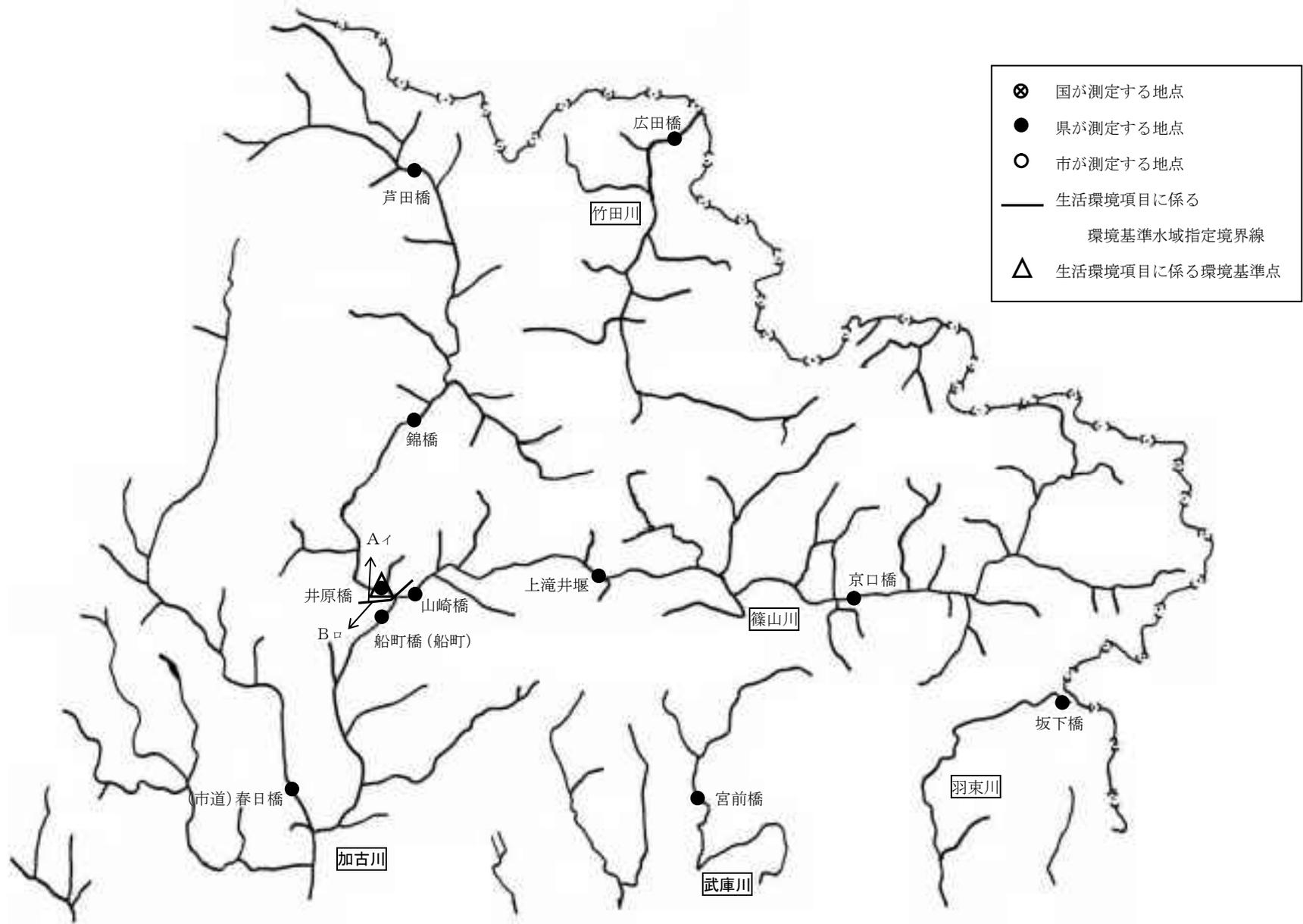


⊗	国が測定する地点
●	県が測定する地点
○	市が測定する地点
—	生活環境項目に係る
.....	窒素・燐に係る
△	生活環境項目に係る環境基準点
▽	生活環境項目に係る環境基準点

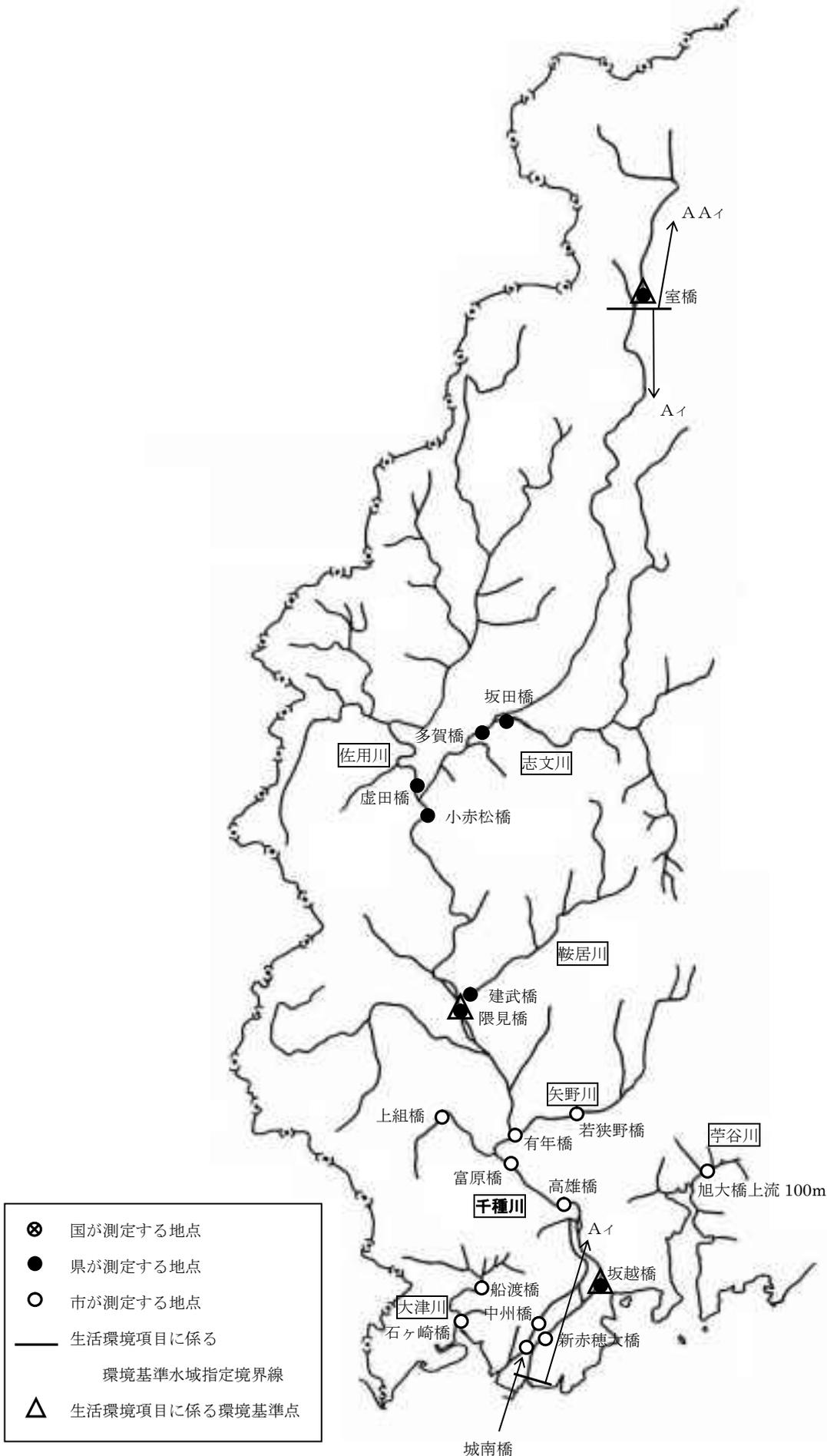
※ 阪神地区については、別添水質測定地点図（阪神地域詳細）を参照

※ のみ指定
令和7年度までの暫定目標
全磷 0.019 mg/l

令和6年度水質測定地点図（丹波地域）



令和6年度水質測定地点図（西播磨地域）



令和6年度水質測定地点図（但馬地域）

香美町無南垣沖 豊岡市浜須井沖 豊岡市冠島沖

Aイ 豊岡市津居山沖

新温泉町鬼門崎



清富橋

Aイ

用土橋

岸田川

温泉橋

春來川

田尻橋

Aイ

花口橋（高橋）

A Aイ

Aイ

細野橋

A Aイ

油良橋

Aイ

矢田川

Aイ

佐津川

竹野川

結和橋

円山川

豊岡市津居山沖



港大橋

Bイ

津居山港内 Bイ

立野大橋（立野）

Bイ

天神橋

Aロ

上ノ郷橋（府市場）

Aロ

堀川橋（弘原）

出石川

尾川橋

上小田橋

諏訪橋

小城橋

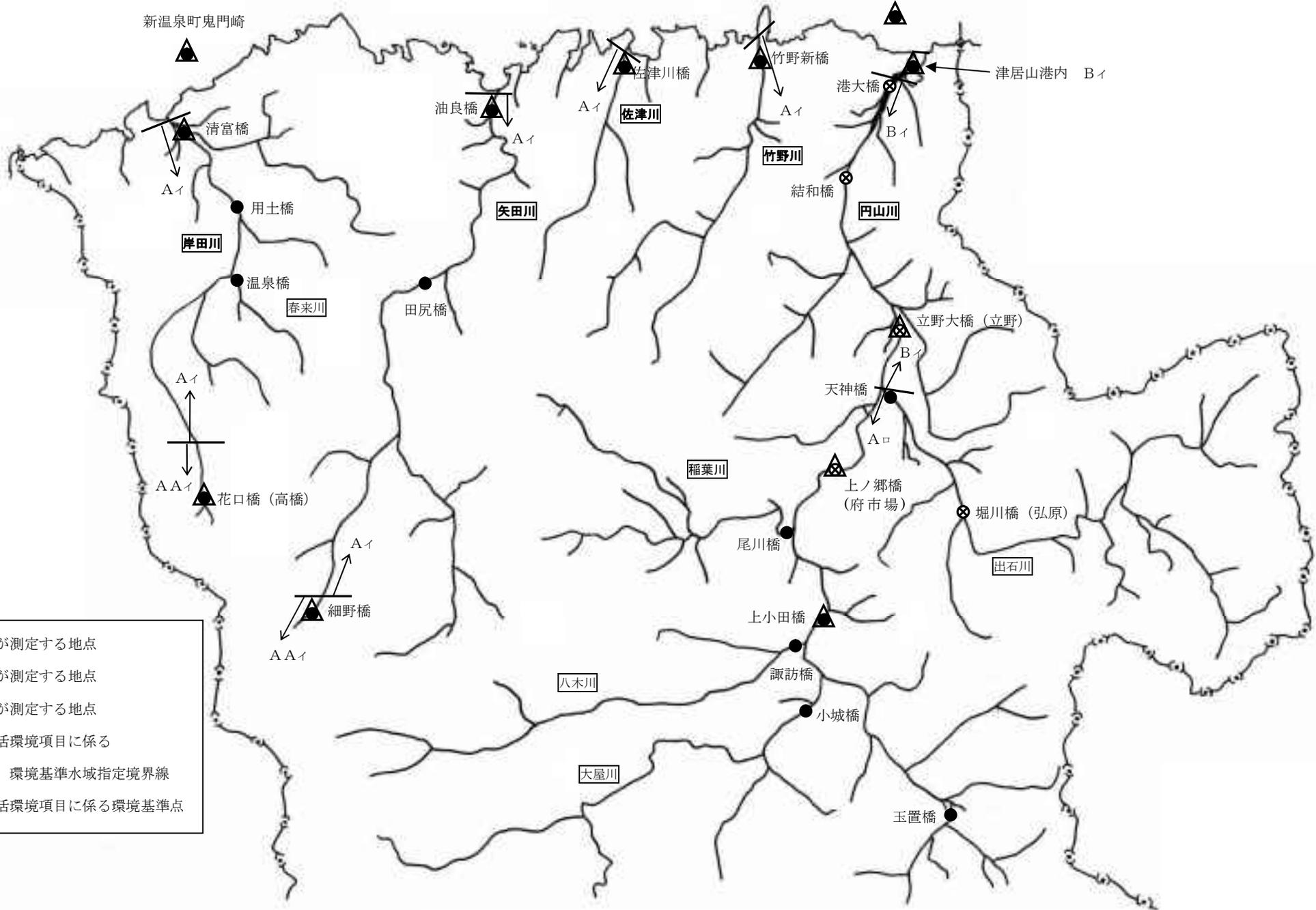
八木川

大屋川

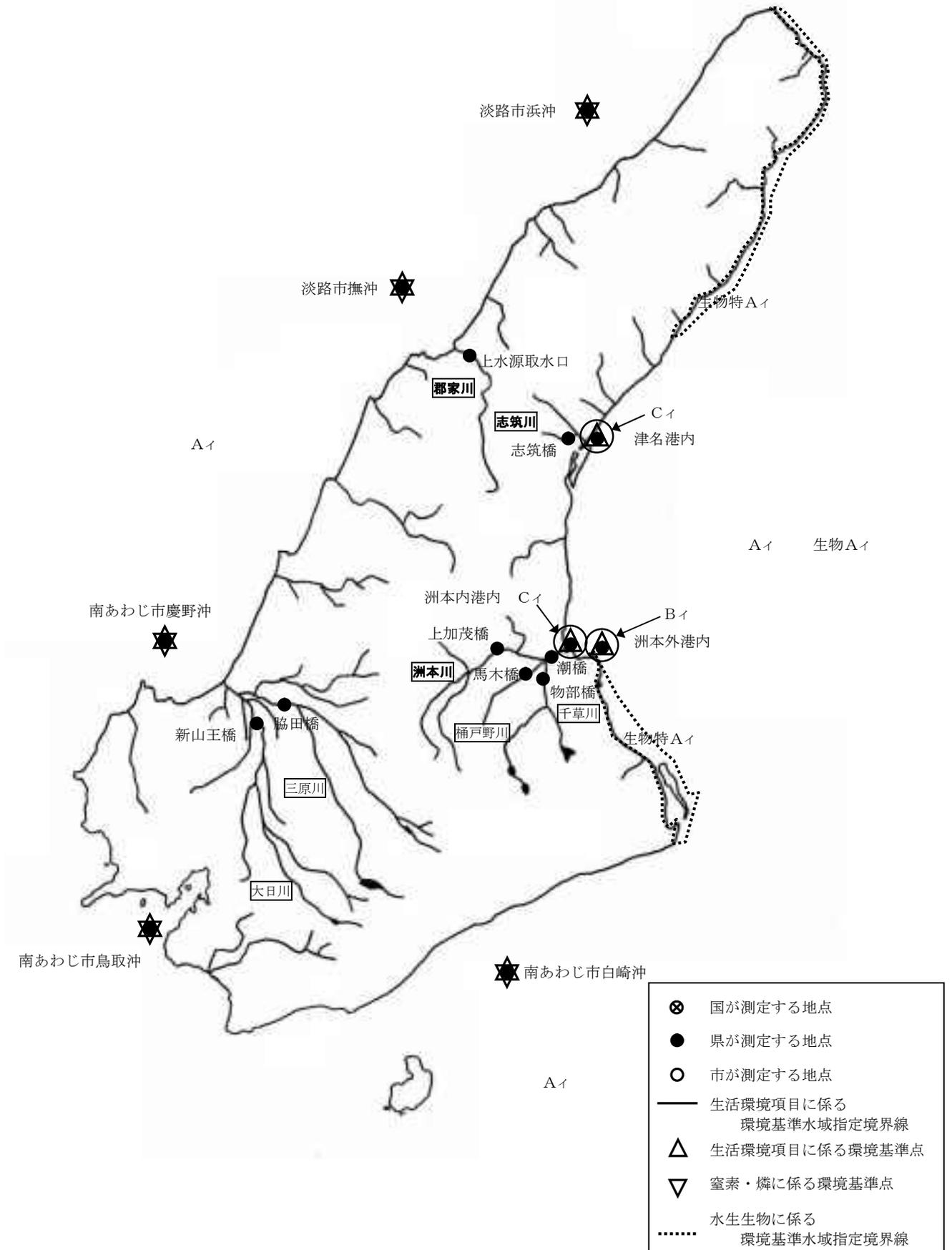
玉置橋

53

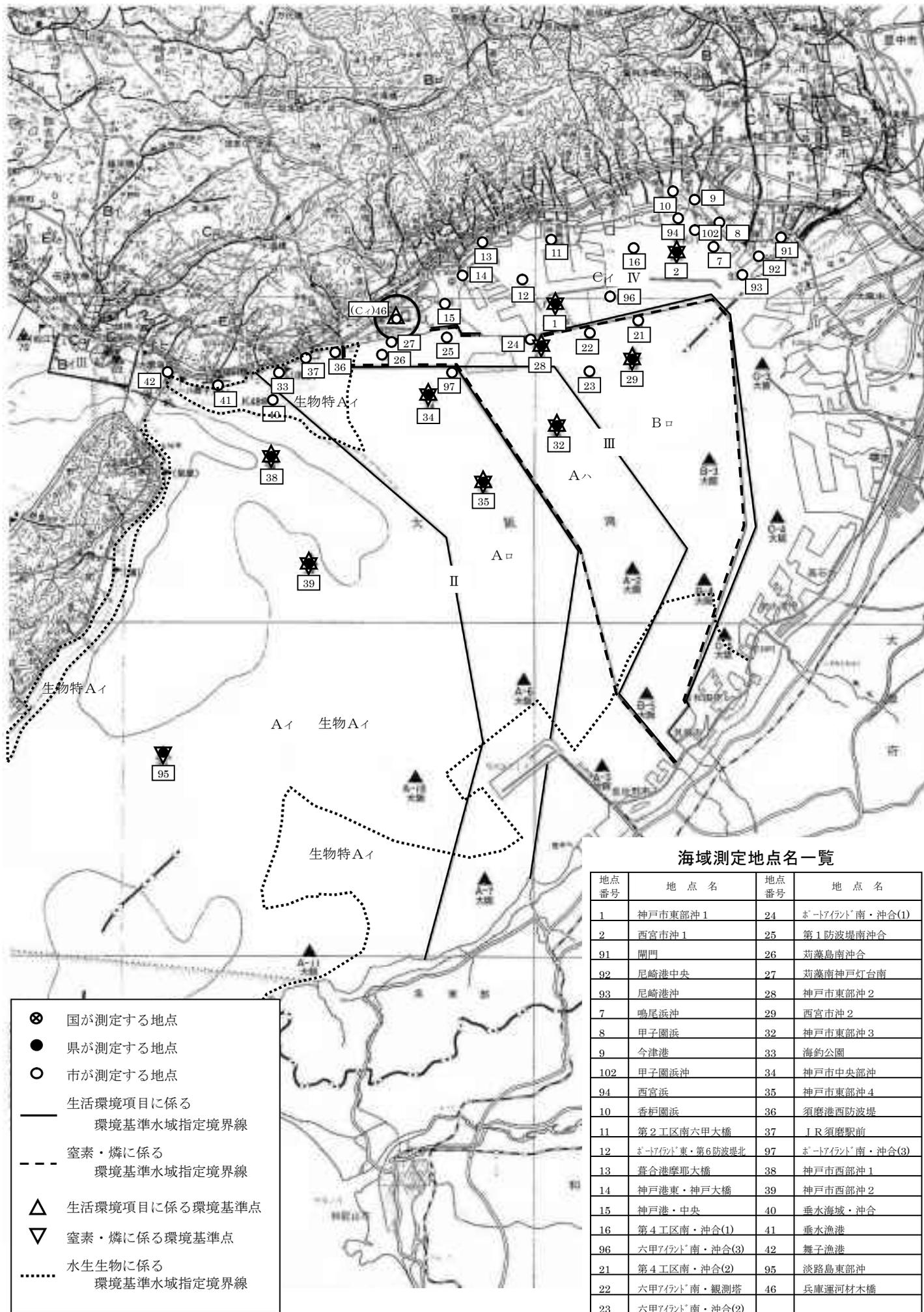
- ⊗ 国が測定する地点
- 県が測定する地点
- 市が測定する地点
- 生活環境項目に係る環境基準水域指定境界線
- △ 生活環境項目に係る環境基準点



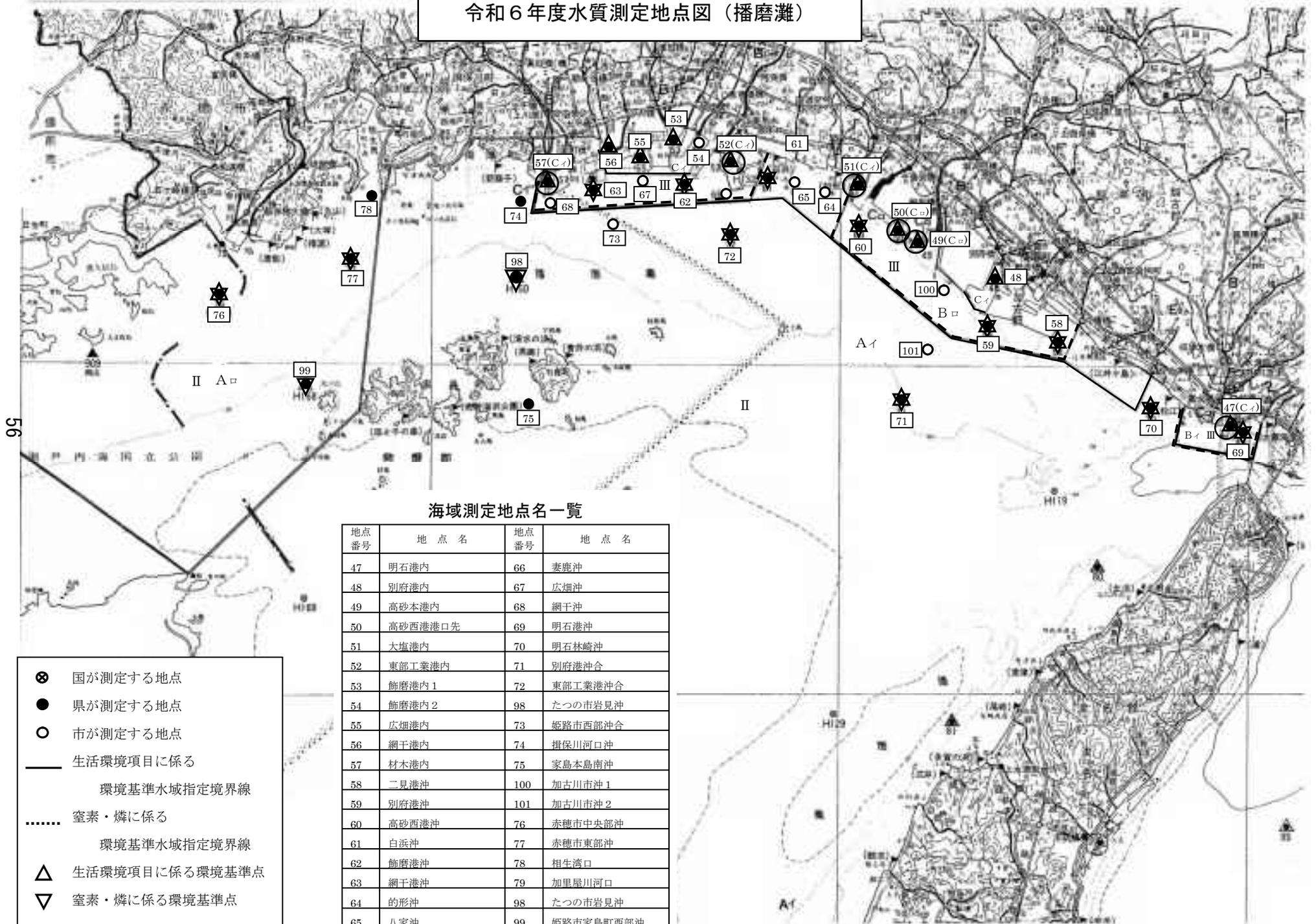
令和6年度水質測定地点図（淡路地域）



令和6年度水質測定地点図（大阪湾）



令和6年度水質測定地点図（播磨灘）



海域測定地点名一覧

地点番号	地点名	地点番号	地点名
47	明石港内	66	妻鹿沖
48	別府港内	67	広畑沖
49	高砂本港内	68	網干沖
50	高砂西港港口先	69	明石港沖
51	大塩港内	70	明石林崎沖
52	東部工業港内	71	別府港沖合
53	飾磨港内1	72	東部工業港沖合
54	飾磨港内2	98	たつの市岩見沖
55	広畑港内	73	姫路市西部沖合
56	網干港内	74	揖保川河口沖
57	材木港内	75	家島本島南沖
58	二見港沖	100	加古川市沖1
59	別府港沖	101	加古川市沖2
60	高砂西港沖	76	赤穂市中央部沖
61	白浜沖	77	赤穂市東部沖
62	飾磨港沖	78	相生湾口
63	網干港沖	79	加里屋川河口
64	的形沖	98	たつの市岩見沖
65	八家沖	99	姫路市家島町西部沖

- ⊗ 国が測定する地点
- 県が測定する地点
- 市が測定する地点
- 生活環境項目に係る
- 環境基準水域指定境界線
- 窒素・磷に係る
- 環境基準水域指定境界線
- △ 生活環境項目に係る環境基準点
- ▽ 窒素・磷に係る環境基準点

環境基準等

水質汚濁に係る環境基準

(昭和46年12月28日環境庁告示第59号、最終改正令和3年10月7日環境省告示第62号)

①人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L以下	日本産業規格K0102(以下「規格」という。)55.2、55.3又は55.4に定める方法
全シアン	検出されないこと。	規格38.1.2(規格38の備考11を除く。以下同じ。)及び38.2に定める方法、規格38.1.2及び38.3に定める方法、規格38.1.2及び38.5に定める方法又は告示付表1に掲げる方法
鉛	0.01 mg/L以下	規格54に定める方法
六価クロム	0.02 mg/L以下	規格65.2(規格65.2.2 及び65.2.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の1から3までに掲げる場合にあつては、それぞれ1から3までに定めるところによる。) 1 規格65.2.1 に定める方法による場合 原則として光路長50mm の吸収セルを用いること。 2 規格65.2.3、65.2.4 又は65.2.5 に定める方法による場合(規格65の備考11 のb)による場合に限る。)試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L)増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が70～120%であることを確認すること。 3 規格65.2.6 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 2に定めるところによるほか、日本産業規格K0170-7の7のa)又はb)に定める操作を行うこと。
砒素	0.01 mg/L以下	規格61.2、61.3又は61.4に定める方法
総水銀	0.0005 mg/L以下	付表2に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	付表3に掲げる方法
PCB	検出されないこと。	付表4に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
四塩化炭素	0.002 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1又は5.3.2に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2、5.3.1、5.4.1又は5.5に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1に定める方法
チウラム	0.006 mg/L以下	付表5に掲げる方法
シマジン	0.003 mg/L以下	付表6の第1又は第2に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下	付表7の第1又は第2に掲げる方法
ベンゼン	0.01 mg/L以下	日本産業規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2に定める方法
セレン	0.01 mg/L以下	規格67.2、67.3又は67.4に定める方法
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下	硝酸性窒素にあつては規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては規格43.1に定める方法

ふつ素	0.8 mg/L以下	規格34.1(規格34 の備考1を除く。)若しくは34.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあっては、蒸留試薬溶液として、水約200ml に硫酸10ml、りん酸60ml 及び塩化ナトリウム10g を溶かした溶液とグリセリン250ml を混合し、水を加えて1,000ml としたものをを用い、日本産業規格K0170-6の6 図2注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。)に定める方法又は規格34.1c)(注(2)第三文及び規格34 の備考1を除く。)に定める方法(懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあっては、これを省略することができる。)及び付表7に掲げる方法
ほう素	1 mg/L以下	規格47.1、47.3又は47.4に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L以下	付表8に掲げる方法
備考		
<p>1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。</p> <p>2 「検出されないこと」とは、測定方法の項に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。別表2において同じ。</p> <p>3 海域については、ふつ素及びほう素の基準値は適用しない。</p> <p>4 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数0.3045を乗じたものの和とする。</p>		

②生活環境の保全に関する環境基準

ア 河川

a 河川(湖沼を除く。)

(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基 準 値					該当水域
		水素 イオン 濃度 (pH)	生物化学 的酸素 要求量 (BOD)	浮遊 物質 量 (SS)	溶存 酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20CFU/ 100ml 以下	1 千種川上流(千種町室橋から上流) 2 岸田川上流(岸田川発電所放流水合流点より上流) 3 矢田川上流(秋岡橋より上流)
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2 mg/L 以下	25 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300CFU /100ml 以下	1 猪名川上流(箕面川合流点より上流) 2 武庫川上流(三田市大橋より上流) 3 加古川上流(篠山川合流点より上流) 4 市川上流(仁豊野橋より上流) 5 夢前川上流(蒲田橋より上流) 6 揖保川上流(林田川合流点より上流) 7 千種川下流(千種町室橋から下流) 8 円山川上流(出石川合流点より上流) 9 岸田川下流(岸田川発電所放流水合流点より下流) 10 矢田川下流(秋岡橋より下流) 11 竹野川(全域) 12 佐津川(全域)

B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	1,000 CFU /100ml 以下	1 猪名川下流(1)(箕面川合流点より下流及び藻川。ただし、藻川分岐点から藻川合流点を除く。) 2 神崎川(安威川、猪名川を除く神崎川) 3 武庫川中流(三田市大橋より仁川合流点まで) 4 明石川上流(伊川合流点より上流) 5 加古川下流(篠山川合流点より山陽線鉄橋まで) 6 加古川下流(山陽線鉄橋より下流) 7 市川下流(仁豊野橋より潮止えん堤まで) 8 夢前川下流(蒲田橋より潮止えん堤まで) 9 揖保川下流(林田川合流点より下流) 10 円山川下流(出石川合流点から港大橋まで) 11 志染川(呑吐ダム上流端から上流) 12 船場川上流(保城橋から上流)
C	水産3級 工業用水1級及 びD以下の欄に 掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	1 武庫川下流(仁川合流点より下流) 2 明石川下流(伊川合流点より下流) 3 伊川(伊川と明石川との合流点から上流の伊川本流) 4 庄下川(本流全域) 5 昆陽川(本流全域) 6 夙川(本流全域) 7 船場川下流(保城橋から下流) 8 別府川(本流全域)
D	工業用水2級 農業用水及びE の欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	100mg/L 以下	2 mg/L 以上	—	1 猪名川下流(2)(藻川分岐点から藻川合流点まで) 2 喜瀬川(本流全域)
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10 mg/L 以下	ごみ等の 浮遊が認められないこと。	2 mg/L 以上	—	1 福田川(本流全域) 2 谷八木川(本流全域)
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格21に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90%水質値(年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目(n は日間平均値のデータ数)のデータ値($0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。))とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 2 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/L 以上とする(湖沼もこれに準ずる。)
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数 100CFU/100ml 以下とする。
- 5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)
- 6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道2級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道3級 : 前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産1級 : ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
水産2級 : サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用
水産3級 : コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用
- 4 工業用水1級 : 沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
工業用水2級 : 薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの
工業用水3級 : 特殊の浄水操作を行うもの
- 5 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法
備考				
1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる。)				

b 湖沼(天然湖沼及び貯水量が1,000万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖)
(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級 水産1級 自然環境保全 及びA以下の 欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU /100ml 以下	—
A	水道2、3級 水産2級 水浴及びB以下 の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU /100ml 以下	千苺水源池 (千苺ダムのえん堤 及びこれに接続する 陸岸に囲まれた 水域)
B	水産3級 工業用水1級 農業用水及び Cの欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—	—
C	工業用水2級 環境保全	6.0以上 8.5以下	8 mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこと。	2 mg/L 以上	—	—
測定方法		規格12.1に定める方法又はガラス電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	規格17に定める方法	付表9に掲げる方法	規格32に定める方法又は隔膜電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	付表10に掲げる方法	
備考							
<p>1 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。</p> <p>2 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml 以下とする。</p> <p>3 水道3級を利用目的としている地点(水浴又は水道2級を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数1,000CFU/100ml 以下とする。</p> <p>4 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。</p>							

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境の保全
- 2 水道1級 : ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
- 水道2・3級 : 沈殿ろ過等による通常の浄水操作、又は、前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

- 3 水産1級 :ヒメマス等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用
 水産2級 :サケ科魚類及びアユ等貧栄養湖型の水域の水産生物用並びに水産3級の水産生物用
 水産3級 :コイ、フナ等富栄養湖型の水域の水産生物用
 4 工業用水1級 :沈殿等による通常の浄水操作を行うもの
 工業用水2級 :薬品注入等による高度の浄水操作、又は、特殊な浄水操作を行うもの
 5 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びII以下の欄に掲げるもの	0.1mg/L以下	0.005 mg/L以下	
II	水道1、2、3級(特殊なものを除く。)水産1種水浴及びIII以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L以下	0.01 mg/L以下	千苺水源池(千苺ダムのえん提及びこれに接続する陸岸に囲まれた水域)ただし、全窒素の項目の基準値を除く。暫定目標(令和7年度)全磷0.019 mg/L
III	水道3級(特殊なもの)及びIV以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L以下	0.03 mg/L以下	
IV	水産2種及びVの欄に掲げるもの	0.6 mg/L以下	0.05 mg/L以下	
V	水産3種 工業用水 農業用水 環境保全	1 mg/L以下	0.1 mg/L以下	
測定方法		規格45.2、45.3、45.4又は45.6(規格45の備考3を除く。2イにおいて同じ。)に定める方法	規格46.3(規格46の備考9を除く。2イにおいて同じ。)に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、湖沼植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある湖沼について行うものとし、全窒素の項目の基準値は、全窒素が湖沼植物プランクトンの増殖の要因となる湖沼について適用する。 3 農業用水については、全磷の項目の基準値は適用しない。				

(注)

- 1 自然環境保全 :自然探勝等の環境保全
 2 水道1級 :ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
 水道2級 :沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
 水道3級 :前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの(「特殊なもの」とは、臭気物質の除去が可能な特殊な浄水操作を行うものをいう。)
 3 水産1種 :サケ科魚類及びアユ等の水産生物用並びに水産2種及び水産3種の水産生物用
 水産2種 :ワカサギ等の水産生物用及び水産3種の水産生物用
 水産3種 :コイ、フナ等の水産生物用
 4 環境保全 :国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値		
		全 亜 鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L 以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

(エ)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	4.0 mg/L 以上
生物2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域	3.0 mg/L 以上
生物3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法
備考	1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。	

イ 海域
(ア)

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	化学的酸素要求量 (COD)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	n-ヘキサン 抽出物質 (油分等)	
A	水産1級 水浴 自然環境保 全及びB以下 の欄に掲げ るもの	7.8以上 8.3以下	2mg/L以下	7.5mg/L以上	20 CFU /100ml 以下	検出され ないこと。	大阪湾(3)～(5) 播磨海域(13) 播磨灘北西部 淡路島西部・南部海域 山陰海岸地先海域
B	水産2級 工業用水及 びCの欄に掲 げるもの	7.8以上 8.3以下	3mg/L以下	5mg/L以上	—	検出され ないこと。	大阪湾(2) 洲本港(2) 播磨海域(11)、(12) 津居山港海域
C	環境保全	7.0以上 8.3以下	8mg/L以下	2mg/L以上	—	—	大阪湾(1) 洲本港(1) 津名港 兵庫運河 播磨海域(1)～(10)
測定方法		規格12.1に定 める方法又は ガラス電極を 用いる水質自 動監視測定装 置によりこれと 同程度の計測 結果の得られ る方法	規格17に定め る方法(ただし、B タイプの工業用水 及び水産2級の うちノリ養殖の利 用点における測 定方法はアルカ リ性法)	規格32に定め る方法又は隔 膜電極を用いる 水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得 られる方法	付表10に 掲げる方法	付表14に 掲げる方法	
<p>備考 1 自然環境保全を利用目的としている地点については、大腸菌数 20CFU/100ml 以下とする。</p> <p>2 アルカリ性法とは、次のものをいう。</p> <p>試料 50mlを正確に三角フラスコにとり、水酸化ナトリウム溶液(10w/v%) 1mlを加え、次に過マンガン酸カリウム溶液(2mmol/L) 10mlを正確に加えたのち、沸騰した水溶液中に正確に20分放置する。その後よう化カリウム溶液(10w/v%) 1mlとアジ化ナトリウム溶液(4w/v%) 1滴を加え、冷却後、硫酸(2+1) 0.5mlを加えてよう素を遊離させて、それを力価の判明しているチオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L) ででんぷん溶液を指示薬として滴定する。同時に試料の代わりに蒸留水を用い、同様に処理した空試験値を求め、次式によりCOD値を計算する。</p> $\text{COD}(\text{O}_2 \text{ mg/L}) = 0.08 \times [(b) - (a)] \times f \text{ Na}_2\text{S}_2\text{O}_3 \times 1000 / 50$ <p>(a): チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の滴定値(ml) (b): 蒸留水について行った空試験値(ml) f Na₂S₂O₃: チオ硫酸ナトリウム溶液(10mmol/L)の力価</p> <p>3 大腸菌数に用いる単位は CFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100ml とし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニーの数を数えることで算出する。</p>							

- (注) 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
2 水産1級 : マダイ、ブリ、ワカメ等の水産生物用及び水産2級の水産生物用
水産2級 : ポラ、ノリ等の水産生物用
3 環境保全 : 国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

(イ)

項目 類型	利用目的の適応性	基準値		該当水域
		全窒素	全磷	
I	自然環境保全及びⅡ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.2mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	—
Ⅱ	水産1種 水浴及びⅢ以下の欄に掲げるもの(水産2種及び3種を除く。)	0.3 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	大阪湾(ハ) 播磨灘北西部 播磨海域 (二) 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	水産2種及びⅣの欄に掲げるもの(水産3種を除く。)	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下	大阪湾(ロ) 播磨海域 (イ)(ロ)(ハ)
Ⅳ	水産3種 工業用水 生物生息環境保全	1 mg/L 以下	0.09 mg/L 以下	大阪湾(イ)
測定方法		規格45.4又は45.6に定める方法	規格46.3に定める方法	
備考 1 基準値は、年間平均値とする。 2 水域類型の指定は、海洋植物プランクトンの著しい増殖を生ずるおそれがある海域について行うものとする。				

(注)

- 1 自然環境保全 : 自然探勝等の環境保全
- 2 水産1種 : 底生魚介類を含め多様な水産生物がバランス良く、かつ、安定して漁獲される
水産2種 : 一部の底生魚介類を除き、魚類を中心とした水生生物が多獲される
水産3種 : 汚濁に強い特定の水産生物が主に漁獲される
- 3 生物生息環境保全: 年間を通して底生生物が生息できる限度

(ウ)

項目 類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
生物A	水生生物が生息する水域	0.02mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.01mg/L 以下
生物特A	生物Aの水域のうち、水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚子の生育場として特に保全が必要な水域	0.01mg/L 以下	0.0007mg/L 以下	0.006mg/L 以下
測定方法		規格 53 に定める方法	付表 11 に掲げる方法	付表 12 に掲げる方法

(工)

項目 類型	水生生物が生息・再生産する場の適応性	基準値
		底層溶存酸素量
生物 1	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	4.0 mg/L 以上
生物 2	生息段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域又は再生産段階において貧酸素耐性の低い水生生物を除き、水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域	3.0 mg/L 以上
生物 3	生息段階において貧酸素耐性の高い水生生物が生息できる場を保全・再生産する水域、再生産段階において貧酸素耐性の高い水生生物が再生産できる場を保全・再生産する水域又は無生物域を解消する水域	2.0 mg/L 以上
測定方法		規格 32 に定める方法又は付表 13 に掲げる方法
備考 1 基準値は、日間平均値とする。 2 底面付近で溶存酸素量の変化が大きいことが想定される場合の採水には、横型のバンドン採水器を用いる。		

(3) 瀬戸内海(兵庫県)の海域における望ましい栄養塩類の濃度

(令和元年 10 月 25 日兵庫県告示第 513 号)

項目 類型	全窒素	全りん	該当水域
Ⅱ	0.2~0.3mg/L	0.02~0.03mg/L	大阪湾(ハ) 播磨灘北西部 播磨海域(ニ) 淡路島西部・南部海域
Ⅲ	0.2~0.6mg/L	0.02~0.05mg/L	大阪湾(ロ) 播磨海域(イ)(ロ)(ハ)
Ⅳ	0.2~1mg/L	0.02~0.09mg/L	大阪湾(イ)

(4) 地下水の水質汚濁に係る環境基準

(平成9年3月13日環境庁告示第10号、最終改正令和3年10月7日環境省告示第63号)

項目	基準値
カドミウム	0.003mg/L以下
全シアン	検出されないこと。
鉛	0.01 mg/L以下
六価クロム	0.02 mg/L以下
砒素	0.01 mg/L以下
総水銀	0.0005 mg/L以下
アルキル水銀	検出されないこと。
PCB	検出されないこと。
ジクロロメタン	0.02 mg/L以下
四塩化炭素	0.002 mg/L以下
クロロエチレン(別名塩化ビニル又は塩化ビニルモノマー)	0.002 mg/L以下
1,2-ジクロロエタン	0.004 mg/L以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L以下
1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L以下
1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L以下
1,1,2-トリクロロエタン	0.006 mg/L以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1,3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L以下
備考	<ol style="list-style-type: none"> 1 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。 2 「検出されないこと」とは、別途定めた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。 3 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、規格K0102の43.2.1、43.2.3、43.2.5又は43.2.6により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数0.2259を乗じたものと規格K0102の43.1により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045を乗じたものの和とする。 4 1,2-ジクロロエチレンの濃度は、規格K0125の5.1、5.2又は5.3.2により測定されたシス体の濃度と規格K0125の5.1、5.2又は5.3.1により測定されたトランス体の濃度の和とする。